

感染症等による出席停止について

学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染拡大を防ぐため、治癒するまでの決められた期間、出席停止となります。医師の指示に従い、ご家庭で休養してください。

出席停止となる学校感染症一覧

学校感染症と出席停止期間			
	病 名	期 間	提 出 書 類
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1）	完全に治癒するまで	治癒証明書
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	新型コロナウイルス 感染症罹患報告書
	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	インフルエンザ 罹患報告書
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	治癒証明書
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	腫瘍症状消退後 2 日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで	
第 2 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 （感染性胃腸炎、溶連菌感染症 等）	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで	治癒証明書

出席停止書類の提出について

* 登校時に担任又は保健室に提出してください。

* 提出書類は学校のホームページからダウンロードしていただけます。学校にもありますので、担任または保健室までご連絡ください。